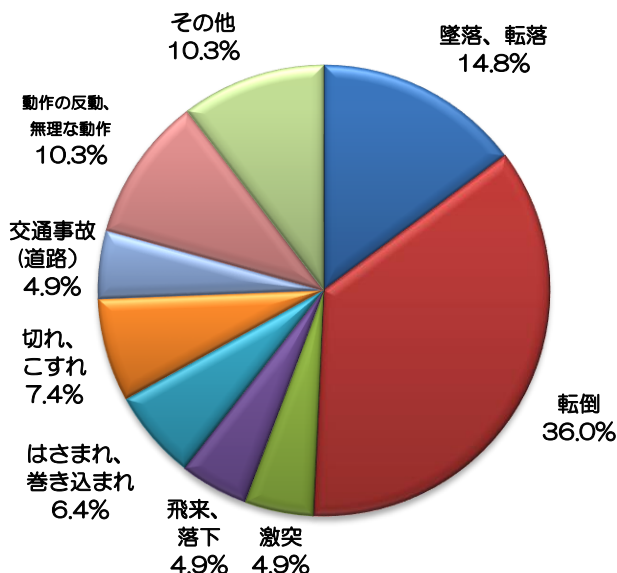




平成30年労働災害発生状況について

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成30年10月末			
		平成29年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		294(0)	204(3)	-15	-6.8%
製造業		73	56	+1	1.8%
建設業		30	20(2)	-1	-4.8%
土木工事業		11	9(1)	+2	28.6%
建築工事業		16	7	-4	-36.4%
その他建設業		3	4(1)	+1	33.3%
陸上貨物運送事業		49	23	-17	-42.5%
林業		8	6(1)	±0	0.0%
小売業		28	17	-6	-26.1%
社会福祉施設		24	31	+19	158.3%

【災害の傾向（事故の型別）】



「働き方改革推進に向けた労働時間制度等の説明会」を開催します

日 時：平成30年11月22日（木） ①午前の部10:00～ ②午後の部14:00～
※各回とも30分前から受付開始

会 場：宮城県大崎合同庁舎1階大会議室（大崎市古川旭4-1-1）

申込方法：古川労働基準監督署（監督課）に電話によりお申し込みください。

電話番号：0229-22-2112

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民の一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

～過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ～

事業者の皆さんは…
労働者の方々が相談しやすい環境づくりが必要です。

労働者の皆さんは…
心身の不調に気づいたら、周囲の人や専門家に相談を。

宮城県最低賃金《改定のお知らせ》
平成30年10月1日から変わりました

時間額 **798** 円



※特定の産業で働く労働者には宮城県の特定最低賃金が適用され、今後改定予定となっております。

※「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」

冬季特有の労働災害防止対策について

冬季においては、積雪や凍結、日照時間の減少などの気象条件による災害リスクのほか、年末の大掃除や、年末・年度末の繁忙等により災害発生割合が高くなる傾向にあります。各事業場においては、以下の点を参考に労働災害の防止に努めてください。

積雪・凍結による転倒災害防止対策

① 安全管理体制等の確立

- 安全衛生委員会等において、冬期間の転倒災害防止について審議し対策を立てましょう。
- 会社敷地内、駐車場、出入口等の滑りやすい場所を確認し、構内安全マップ等を作成し、関係労働者に周知しましょう。

② 安全な通路の確保

- 降雪後の除雪、凍結防止剤の散布。
- 通路や出入口等に凍結防止機能付マットの設置。
- 凍結危険箇所の「見える化」。（「凍結転倒注意」等の掲示物による注意喚起等）
- 照明設備の設置（夜間の照度の確保）。

③ 滑りにくい履物の徹底

- 滑り止め材入り、ピン・金具付、溝の深いもの等、状況に応じ滑りにくいものを着用しましょう。

④ 歩行上の留意点

- ポケットに手を入れたまま歩行しない。両手にもものを持って歩行しない。
- 「足裏全体で急がず、ゆっくり歩く。」「歩幅を狭くして歩く。」等
- マンホールや側溝の蓋など、金属製の物の上は積雪で滑りやすくなるので注意する。

⑤ 安全衛生教育

- 冬期間の転倒災害について、労働者に対し上記を踏まえた安全教育を適時実施しましょう。



はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策

日常的に高所作業を行わない事業場においても、年末や年度末は、大掃除や棚卸し等によりはしごや脚立を使用する機会が増えることから、以下の点に留意し墜落・転落災害の防止に努めましょう。

① はしごや脚立は足元が不安定になりやすく危険です。

【手すり付き脚立(例)】

【可搬式作業台(例)】

まずは代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台の設置を検討しましょう。



② はしごや脚立を使用する際は、安全対策を取り危険を予知しながら作業をしましょう。

- はしごの対策：上部・下部の固定、上端を60cm以上突き出す、立て掛け角度は75度程度。など。
- 脚立の対策：踏み面のないものは使用しない、開き止めを確実に使用、最上部には立たない。など。

③ はしごや脚立を使用する際は、高さが1 m未満の場所であっても墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

- ヘルメットには「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」などの種類があります。高所作業においては、「墜落時保護用」のヘルメットを着用しましょう。

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112